# 公的職業訓練によるデジタル推進人材の育成とデジタル リテラシーの向上促進

資料№4-1

デ

ジ

夕

推

進

材

の育

令和8年度概算要求額 **513**億円 (**577**億円) ※()內は前年度当初予算額

7	労働特会			子子特会	— 船
		3 123 1 3 2	`	2 2 2	乃又
	労災	雇用	徴収	育休	会計
		9/10			1/10

## 1 事業の目的

「デジタル田園都市国家構想総合戦略」(令和4年12月閣議決定)において、職業訓練のデジタル分野の重点化等により、令和8年度末までに政府全体で230万人のデジタル推進人材を育成することとされているほか、デジタル田園都市国家構想を実現するためには、全ての労働人口がデジタルリテラシーを身に付け、デジタル技術を利活用できるようにすることが重要であるとされている。

このため、公共職業訓練(委託訓練)及び求職者支援訓練を実施する民間教育訓練機関に対する、①デジタル分野の訓練コースの委託費等の上乗せをする ほか、②オンライン訓練においてパソコン等の貸与に要した経費を委託費等の対象とすることにより、デジタル推進人材の育成を行う。また、これらのデジタル分野の訓練コースを受講する方に対し、引き続き、生活支援の給付金(職業訓練受講給付金)の支給を通じて早期の再就職等を支援する。さらに、全国87箇所の生産性向上人材育成支援センター(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)において、在職者に対して実施する③**DXに対応した生産性向上支援訓練の機会を拡充**し、中小企業等のDX人材育成を推進する。加えて、④全ての訓練分野においてDXリテラシー標準に沿ったデジタルリテラシーを身に付けることができるよう、引き続き質的拡充を図る。この他、⑤非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練の本格実施により、非正規雇用労働者等のデジタル推進人材の育成を行う。

## 2 事業の概要

令和6年度事業実績(速報値):公共職業訓練(委託訓練)10,691人/ 求職者支援訓練11,930人/生産性向上支援訓練16,609人

#### ①デジタル分野の訓練コースの委託費等の上乗せ ※\*\*

#### ※令和8年度末までの時限措置

- (1) DX推進スキル標準に対応した訓練コース又はデジタル分野の資格取得率等が一定割合以上の訓練コースの場合、委託費等を上乗せする
  - (IT分野の資格取得率等が一定割合以上の訓練コースは、一部地域を対象に更に上乗せ)
- (2)企業実習を組み込んだデジタル分野の訓練コースについて、委託費等を1人当たり2万円上乗せする。

#### ②オンライン訓練におけるパソコン等の貸与の促進 ※令和8年度末までの時限措置

デジタル分野のオンライン訓練(eラーニングコース)において、受講者にパソコン等を貸与するために要した経費を、1人当たり月1.5万円を上限に委託費等の対象とする。

#### ③生産性向上支援訓練(DX関連)の機会の拡充

中小企業等の在職者に対して実施する、民間教育訓練機関を活用した生産性向上支援訓練(DX関連の機 会を拡充する

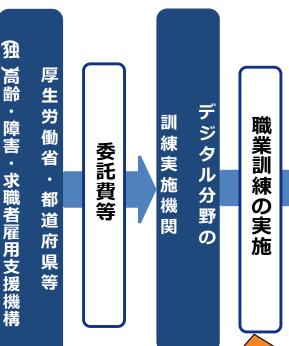
#### ④デジタルリテラシーの向上促進

公共職業訓練(委託訓練)及び求職者支援訓練の全ての訓練分野において、訓練分野の特性を踏まえて、DXリテラシー標準に沿ったデジタルリテラシーを身に付けることができるよう、引き続き訓練の質的拡充を図る。

#### ⑤非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練の本格実施

非正規雇用労働者等を対象とする、民間教育訓練機関等を活用した職業訓練を実施する。【拡充】

## 3 スキーム・実施主体等



・職業訓練受講給付金

(月10万円、通所手当、寄宿手当)



# 非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練の 本格実施

令和8年度概算要求額

10億円 (3.1億円) ※ () 内は前年度当初予算額

Ş	労働特会	<u>&gt;</u>	子子特会	一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
	0			

## 1 事業の目的

正社員と比べて正社員以外に対してOFF-JTを実施した事業所の割合は低く(正社員71.6%に対し正社員以外31.2%(能力開発基本調査))、自己啓発の割合も低い(正社員45.3%に対し正社員以外15.8%(同))など、非正規雇用労働者等の能力開発機会が乏しい状況にある。また、平日日中の通学を基本とした従前の離職者訓練では、非正規雇用労働者等にとって受講が難しい状況にある。

こうした状況及び令和6、7年度の試行事業の結果等を踏まえ、オンラインを活用した職業訓練を実施することで、全国の非正規雇用労働者等が働きながら学び、キャリアアップを目指すことができる環境の整備を図ることとする。

## 2 事業の概要

#### (1) 本格実施の概要

これまで試行的に実施していた非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練について、都道府県等及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が民間教育訓練機関等へオンラインを活用した職業訓練を委託することにより全国展開を図る。【拡充】

#### (2) 職業訓練の内容等

#### ア実施方法等

①都道府県等

地域ニーズを踏まえた訓練分野やコースについて、オンライン(eラーニング、同時双方向)形式の他、平日夜間・土日のスクーリングを組み合わせた訓練を実施

②(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構(JEED) オンラインで対応できる訓練コースについて、全国規模で広域的 に実施

#### イ 訓練期間

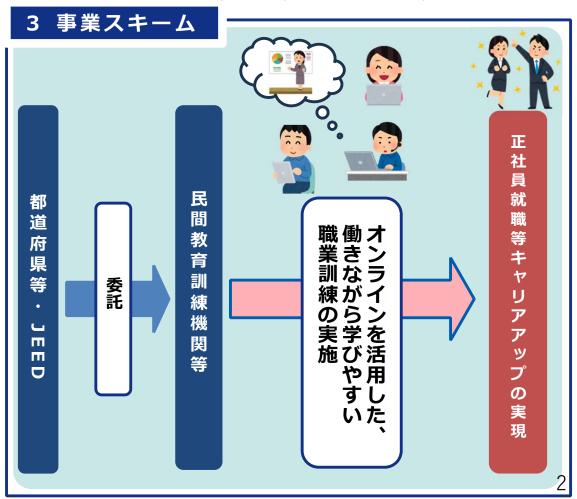
原則2か月以上6か月以下(最長1年)

#### ウ 申込み方法

訓練実施機関に直接申込(受講生も一定の受講費用を負担)

#### エー受講継続等の支援

訓練実施機関において、学習支援者の配置等を行い、受講継続勧 奨や学習の進捗状況に応じた支援を実施 (参考) 試行事業の実績(令和6年度): 受講者数 554名



# 求職者支援制度

令和8年度概算要求額 **253**億円 (261億円) ※()內は前年度当初予算額。

Ę	労働特会			一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
	3/4			1/4

## 1 事業の目的

- 雇用保険被保険者以外の者を対象に
  - ・雇用保険と生活保護の間をつなぐ第2のセーフティネットとして、無料の職業訓練に加え、月10万円の生活支援の給付金の支給を 通じて、早期の再就職等を支援する。
  - ・教育訓練費用や生活費を対象とする融資制度により、職業訓練に専念できるよう支援する。

## 2 事業の概要・スキーム

求職

者

## ハローワーク

- □ 職業相談
- □ 受講あっせん
- □ 就職支援計画書の作成

## 訓練実施機関

□ 求職者支援訓練 等



# ハローワーク

- □ 訓練受講中からの就職支援
- □ 職業紹介





就

#### 対求職者



- 職業訓練受講給付金
  - ・ 職業訓練受講手当(月10万円)
  - · 通所手当
  - 寄宿手当
- 求職者支援資金融資
- リ・スキリング等教育訓練支援融資

## 対訓練実施機関



- 認定職業訓練実施奨励金
  - ・基礎コース:**6.3万円**
  - ・実践コース:<u>5.3~7.3万円</u>
  - ※受講生1人1月あたり
  - ※デジタル分野のコースは、一定の要件を満たす場合に増額

#### \*実績(令和6年度)

求職者支援訓練受講者数 38,944人 職業訓練受講給付金初回受給者数 7.673人

### 3 実施主体等

- ◆実施主体 : 都道府県労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- ◆負担割合: 原則、雇用勘定、国庫負担1/2ずつ。ただし、当面の間は国庫負担27.5%(原則の55/100を負担)。

# 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練

令和8年度概算要求額 16.2<sub>億円</sub> (16.0<sub>億円</sub>) \*()內は前年度当初予算額

労働	一般		
労災	雇用	徴収	会計
	$\bigcirc$		

## 1 事業の目的

求職障害者等に対し、当該障害者の住む身近な地域で障害者の態様や障害程度に配慮した多様な職業訓練機会を確保・提供することで障害者の就職促進を図る。また、障害者職業能力開発校だけではなく、47都道府県にある一般の職業能力開発校においても、精神障害者等に対する職業訓練の実施が課題となっているため、当該訓練校における精神障害者等の受け入れ体制を強化する。

訓練受講4

## 2 委託訓練事業の概要・スキーム

## 委託訓練実施機関(民間団体)

**〈対象者〉**障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第1号に規定する障害者

- ・障害者手帳を有する者
- ・医師の診断書や意見書等により障害を有することが確認できる者

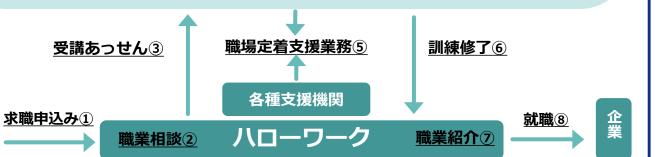
#### <訓練内容>

- 訓練期間:原則3月以内・月100時間が標準
- 委託費 : 原則訓練受講生1人当たり月6.4万円又は9.6万円が上限

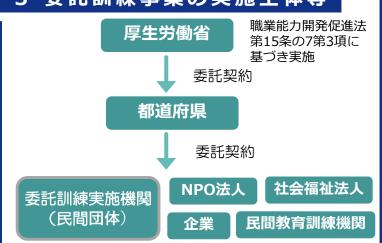
## 訓練実施月数に応じた就職支援経費の支給【拡充】

#### <訓練コース>

- ① 知識・技能習得訓練コース(知識・技能の習得) ※障害者向けデュアルシステムも実施可能
- ② 実践能力習得訓練コース(企業等の現場を活用した実践的な職業能力の開発・向上)
- ③ e-ラーニングコース (訓練施設へ通所困難者等を対象として I T技能等の習得)
- ④ 特別支援学校早期訓練コース(内定を得られない生徒を対象として、在学中から実践的な職業能力の開発・向上)
- ⑤ 在職者訓練コース(雇用継続に資する知識・技能の習得)



## 3 委託訓練事業の実施主体等



## 4 訓練以外の事業概要

- 1 障害者職業訓練コーディネーターの配置
- 2 障害者職業訓練コーチの配置
- 3 実践能力習得コース等開拓支援事業【拡充】
- 4 精神保健福祉士等外部専門家及び 手話通訳の活用
- 5 職業能力開発校(一般校)における精神障 害者等の受入れ体制等の強化<u>【**拡充**】</u>

精神保健福祉士の配置153人(131人)